

グループホーム あいの里きらら
短期利用 認知症対応型共同生活介護事業
【介護予防含む】

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 敬信福社会

1. 事業主体概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬信福社会
(2) 代表者 理事長 兼 俊 佐 代 美
(3) 所在地 〒574-0012
大阪府大東市大字龍間673番地3
(4) TEL 072-869-0788
(5) FAX 072-869-0577
(6) 設立年月日 平成8年4月1日
(7) 法人の理念 すべての入居者や利用者の皆様が、その人らしい生活を送って頂くために、人としての尊厳を大切にし、地域に愛され信頼される施設づくりをめざします。
(8) 介護保険関連の事業
特別養護老人ホーム あいの里竜間
短期入所生活介護事業所 あいの里竜間
通所介護事業所 あいの里竜間
あいの里ケアプランセンター
あいの里ヘルパーステーション
ケアハウス あいの里竜間
あいの里竜間 診療所
認知症対応型共同生活介護あいの里きらら
認知症デイサービスあいの里きらら
認知症対応型共同生活介護あいの里すばる

2. 事業所概要

- (1) 名 称 グループホーム あいの里きらら
(2) 目 的 認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。
(3) 運営方針 本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳をもって接するように努めます。
(4) 代表者 管理者 兼 俊 龍 彦
(5) 開設年月日 平成21年2月11日
(6) 指定年月日 平成21年2月11日
(7) 事業所番号 2791900059
(8) 所在地 〒574-0012
大阪府大東市大字龍間673番地3
TEL：072-869-0788

F A X : 0 7 2 - 8 6 9 - 0 5 7 7

- (9) 損害賠償責任 全国社会福祉協議会
(10) 保険の加入先 社会福祉施設総合損害補償団体契約
(11) 交通の便 J R 学研都市線野崎駅よりタクシーで約 1 5 分
(料金 : 約 1 , 5 0 0 円)
- | | | |
|---------------|-----------|-----------|
| 施設シャトルバス (無料) | 野崎駅～施設 | 施設～野崎駅 |
| | 9 : 3 0 | 9 : 1 5 |
| | 1 0 : 3 0 | 1 0 : 1 5 |
| | 1 1 : 3 0 | 1 1 : 1 5 |
| | 1 3 : 3 0 | 1 3 : 1 0 |
| | 1 5 : 0 0 | 1 4 ; 3 0 |
| | | 1 6 : 1 0 |
- (12) 主な設備の概要 居室全 1 8 室 (1 階 9 室、 2 階 9 室)
トイレ全 8 箇所 (1 階 4 箇所、 2 階、 4 箇所)
浴室全 2 室 (1 階 : 機械浴、 2 階 : 個浴)
台所全 2 室 (1 階 1 室、 2 階、 1 室)

3. 職員体制と職務内容等

- (1) 管理者 1 名
職員と業務の管理、基準遵守のための指揮命令、利用申込みの調整、サービス実施状況の把握
- (2) 計画作成担当者 2 名
介護サービス計画の作成
- (3) 介護従業者 8 名
日常生活全般にわたる介護サービスの提供

4. 勤務体制

- (1) 昼間の体制 3 名 内訳 : 早出 7 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 (1 名)
日勤 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0 (2 名)
遅出 1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0 (1 名)
1 1 : 0 0 ~ 2 0 : 0 0 (1 名)
- (2) 夜間の体制 1 名 1 9 : 0 0 ~ 9 : 0 0 (2 名)

5. 利用定員

定員 : 1 ユニットあたり 1 名

6. サービスおよび利用料等

(1) 保険給付サービス

- ① 食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談、援助等。

※上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。

- ② 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供します。短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとします。
- ③ 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が短期利用認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該短期利用認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。
- ④ 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者および家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとします。

(2) 保険対象外サービス

下記のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。

※料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。

① 利用にかかる費用

宿泊に要する費用：1泊 2,500円

食事に要する費用：朝食：330円・昼食：572円（おやつ代含む）

夕食：500円

個人消耗品の費用：その他、個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

②介護保険料の自己負担概算額（令和元年10月1日現在）

単位：円

要介護度	1日あたり 利用者負担額			30日あたり 利用者負担額		
	【1割】	【2割】	【3割】	【1割】	【2割】	【3割】
要支援2	826	1,651	2,477	24,780	49,530	74,310
要介護1	830	1,660	2,490	24,900	49,800	74,700
要介護2	869	1,737	2,605	26,070	52,110	78,150
要介護3	894	1,788	2,682	26,820	53,640	80,460
要介護4	911	1,822	2,733	27,330	54,660	81,990
要介護5	928	1,856	2,784	27,840	55,680	83,520

③下記の該当する加算（減算）が算定されます。

単位：円

加算名称	利用者負担額			備考
	【1割】	【2割】	【3割】	
初期加算	32	64	96	日額・30日上限
医療連携体制加算	42	84	125	日額
認知症ケア加算	4	7	10	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	7	13	20	
定員超過、人員欠如減算	70/100～減算			
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に1.1%加算			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に2.3%加算			

※所定単位数：基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

(3)利用の中止、変更、追加

- ①短期利用共同生活介護の利用に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとします。
- ②利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期利用共同生活介護の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- ③利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金

④サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

⑤利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。

7. 協力医療機関

(1) 協力医療機関

医療法人 信愛会 暇生会脳神経外科

大阪府四條畷市中野本町28-1 (TEL: 072-877-6639)

医療法人 徳洲会 野崎徳洲会病院

大阪府大東市谷川2-10-50 (TEL: 072-874-1641)

(2) 協力歯科医院

大野歯科医院

大阪府大東市北条1-8-35 (TEL: 072-877-0808)

8. 利用・退所等

(1) 利用者の条件

地域密着型サービスのため、大東市民の方で、次の各号に適合する場合、短期利用共同生活介護の利用ができます。

①要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。

②少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

③自傷他害の恐れがないこと。

④常時医療機関において治療をする必要がないこと。

⑤本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に賛同できること。

(2) 利用者代理人等の条件・義務

①利用者代理人を1名定めさせていただきます。

②利用者代理人は、契約上の債務について、契約者と連携して責任を負うこととなります。また、事業所が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業所と協議し、身上監護に関する決定、利用者の引き受け等を行うことに責任を負います。

(3) 契約の解除

①利用契約者による解除

文書で30日の予告期間を置いて通知することにより、いつでも契約解除ができます。

②事業所による解除

以下の場合、一定の予告期間をおいて契約を解除することがあります。

- ・正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分滞納したとき。
- ・伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- ・利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、

かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業所が判断したとき。

- ・利用者または利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

9. 非常災害時の対策

①サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。

②また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。

非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行います。

防火管理者：兼 俊 龍 彦（甲第2006-062号）

10. 秘密の保持と個人情報

(1)利用者およびその家族に関する秘密の保持について

事業所および事業所の従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(2)従業者に対する秘密の保持について

就業規則にて従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者およびその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。

(3)個人情報の保護について

①事業所は、法人が定める個人情報保護規程・特定個人情報取扱規程に基づき、従業者に個人情報の保護の徹底に努めます。

②事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

④事業所は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。

11. 衛生管理

衛生管理については、事業所の設備および備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。また、空調設備により適温の確保に努めています。従業者の健康管理を徹底し、従業者の健康状態によっては、利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図つ

ています。

1 2. 運営推進会議の概要

(1) 運営推進会議の目的

短期利用共同生活介護に関しての活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保および適切な運営ができるよう設置します。より地域に開かれた事業所を目指します。

(2) 委員の構成

社会福祉法人敬信福祉会の評議員・利用者のご家族等の中から選任します。

(3) 開催時期 おおむね2ヶ月に1回以上開催します。

1 3. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 4. 事故発生時の対応

当施設において、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、迅速に必要な措置を講じるとともに、管理者に報告し、速やかに利用者の家族等に連絡を行う。また、事故の状況および事故に際してとった処遇について記録します。

1 5. 身体的拘束等について

(1) 身体的拘束等の禁止

事業所およびサービス従業者は、契約者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動（以下「身体的拘束等」）を制限しません。

(2) 緊急やむを得ない場合の検討

緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか、管理者・計画作成担当者・介護職員で構成する「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行います。個人では判断しません。

①当該利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

②身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③身体的拘束等が一時的であること。

(3) 家族への説明

緊急やむを得ない場合は、予め利用者の家族に身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。

(4) 身体的拘束等の記録

身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。

(5) 再検討

身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い「身体拘束廃止委員会」で検討会議を行い、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

16. 苦情処理の体制

(1) 苦情処理の体制および手順

①苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。

②相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面および今後の対応を決定します。対応方法に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）苦情または相談については、事業所として苦情相談の内容・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(2) 事業所苦情相談窓口 月曜日～土曜日 9：00～18：00

担当者 (管理者) 兼俊龍彦
(介護支援専門員) _____

電話番号：072-869-0788

(3) 行政機関苦情相談窓口

大東市高齢介護室 〒574-8555
大阪府大東市谷川1-1-1
電話番号：072-872-2181
国民健康保険団体連合会 〒540-0028
大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8
電話番号：06-6949-5418

17. 情報開示事項の揭示

事業所の運営規定、利用契約書、重要事項説明内容等の主要な事柄について情報開示事項としてまとめ、かつ、それを事業所の見やすいところに掲示します。

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

上記の内容について「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」第88条により準用する第9条の規定および「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」第64条により準用する第11条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 敬信福社会
所在地 大阪府大東市大字龍間673番地3
代表者名 理事長 兼俊 佐代美 印
電 話 072-869-0788
事業所 【短期利用】 グループホーム あいの里きらら
説明者氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

利用者 住 所 _____
代理人 氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____